

# 【小規模事業者持続化補助金（一般型・コロナ特別対応型）】のご案内（令和2年度実施） 京都府商工会地域 令和2年10月5日版

## 1. 【小規模事業者持続化補助金】とは？

小規模事業者の皆さんが経営計画に基づいて取り組む販路開拓などの取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助金として交付する事業です。今回で7年目です。  
今回は従来の【一般型】とコロナウイルス対策での【コロナ特別対応型】が同時に実施されます。  
※一般型と特別型は公募要領や応募様式は異なりますので、それぞれご確認ください。

## 2. 補助対象となる事業者は？

▶ 商工会地区の小規模事業者であること

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

▶ 商工業の個人事業主、営利法人であること

補助対象となりうる者	株式会社、合同会社、有限会社、企業組合、個人事業主など
補助対象とならない者	医療法人、社会福祉法人、学校法人、個人農業者、任意団体など

## 3. どのような取り組みに補助金が交付されるのですか？

<具体的な取り組み事例を記します（除外要件もありますので公募要領を参照ください）>

### (1) 【一般型】（販路開拓に加えて業務の効率化の経費が補助対象）

- ①販売促進用チラシの作成・配布、HP作成、販売促進品の調達・配布
- ②商談会・見本市への出展（海外を含む）
- ③新たな販路開拓に必要な機械装置等の導入
- ④商品パッケージ（包装）の改良
- ⑤店舗改装（小売店の陳列棚の改良・飲食店の店舗改修など）
- ⑥新商品・新サービスの開発

※社会保険（健康保険・介護保険等）が適用される領域の取り組みは補助対象外です。

### (2) 【コロナ特別対応型】（販路開拓の経費のみが補助対象）

- ①部品や資材調達が困難になったため、自社で製造するための機械装置の導入
- ②外国人の来店が途絶えたため、地域住民向けのサービス拡充
- ③デリバリーを開始するための宅配用バイクの購入
- ④テイクアウトサービス告知のためのチラシ作成、HP改修
- ⑤スポーツインストラクターのオンラインレッスンに必要な特殊な撮影機器の導入

※「コロナ特別対応型」は公募要領記載のA、B、C類型の取組を補助対象経費の1/6以上占める必要があります。

### (3) 【事業再開枠】（「一般型」「コロナ特別対応型」と別枠で実施）

- ①消毒用の紫外線照射機の購入、消毒液の購入
- ②マスク、フェイスシールドの購入
- ③飛沫対策用のアクリル板、防護スクリーン、フロアマーカの導入
- ④換気機能を強化したエアコンの設置
- ⑤体温計、サーモグラフィの購入

※「事業再開枠」は感染拡大防止が目的であり、これ単独での申し込みはできません。

(4) 対象となる経費は、次の①～③の条件をすべて満たす必要があります

- ①使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ②事業実施期間内に支払いが完了した経費
- ③証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

## 4. 補助率・補助上限額を教えてください。

	一般型	コロナ特別対応型	事業再開枠（共通）
補助率	2/3	3/4 もしくは 2/3	10/10
補助上限額	50万円	100万円	50万円
備考	創業特例は100万円	即時支給の概算払あり	特例事業者はさらに50万円拡大

※「事業再開枠」は「一般型」「コロナ特別対応型」の金額の範囲内までの制限があります

## 5. 補助金の申請手続きを教えてください。

(1) 受付締切は次の通りです（応募は送付のみ）。

- 一般型（第4回締切） ⇒ 令和3年2月5日（金）【消印有効】
- コロナ特別対応型（第5回締切） ⇒ 令和2年12月10日（木）【必着】
- ★各型とも今年度は本締切り分が最終です。
- ★各型、各締切ごとに同一事業者からの応募は1件とします。

(2) 申請書提出先 **ご注意！ 商工会議所地域の方は最寄りの商工会議所にお尋ねください**

京都府商工会連合会 小規模事業者持続化補助金事務局  
〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター3F 311号室  
TEL: 075-205-5418 公募要領のダウンロード先: <https://www.kyoto-fsci.or.jp/>

## 6. 補助金の審査・採択はどのようになるのですか？

(1) 提出された公募申請書を外部有識者にて書面審査を実施した後、全国商工会連合会で決定。（ヒアリングは行いません）

(2) 一般型のみ下記の事業者に所定の加点を行います

- ①賃上げに取り組む事業者
  - ②計画的に事業承継に取り組む事業者
  - ③経営力の向上を図っている事業者
  - ④地域未来牽引事業者等に選定された事業者の取り組み
  - ⑤過疎地域という極めて厳しい経営環境の中で販路開拓等に取り組む事業者
- ※所定の様式や証明書が必要な場合がありますので、公募要領をご確認ください

(3) 応募者に採択・不採択の結果を通知します。

（採択案件は事業内容をWeb等で公表）※審査結果の問い合わせには応じられません。

(4) 交付決定を通知します。（各型・各締切の事業実施期間は下記のとおりです）

- 一般型（第4回締切） ⇒ 交付決定日～令和3年11月30日（火）
- コロナ特別対応型（第5回締切） ⇒ 交付決定日～令和3年10月31日（日）
- ※コロナ特別対応型の事業実施期間は令和2年2月18日まで遡及可能です

(5) 一般型とコロナ特別対応型の併願は可能ですが、両方採択を受けた場合は一方は取り下げになります。

注) 本案内文は商工会地域の事業者向けです。商工会議所地域の事業者は最寄りの商工会議所にお尋ね下さい